

生かしています あなたの税

親しみのある広報紙を目指して

豊かで住み良いまちづくりは、「市民と行政との強い信頼関係」のうえにたって進められるものであることは言うまでもありません。そのためには市民の皆さんに対し、市政の現状、市の考え方、今後の課題などの情報を提供し、正しく理解していただくことが何より大切です。広報活動は、そのパイプ役として大変重要な役割を持っています。

広報活動には、大きく分けて**広報やしおの発行・ホームページ等（自主媒体）**によるものと、**マスコミを活用した報道機関への情報提供（パブリシティ）活動**があります。

広報やしおは、現在、月に3万1千部を発行し、毎月10日に新聞折り込みの方法で皆さんのお手元へお届けしています。また、市内の公共施設、金融機関、9カ所のコンビニエンスストア、八潮駅等でもお受け取りにできますのでご利用ください。

なお、広報やしおの印刷代および新聞折込委託料は、合わせて約907万円で、市民一人当たり約118円（平成17年12月1日現在の人口76,733人を基準に算出）の負担となります。

今後も開かれた活力ある市政を推進するため、市政の情報を広く提供していきます。そして市民の皆さんとともに考え、ともに行動するため、**市政を身近に感じられるような親しみのある広報紙づくり**に努めます。

☎ 広聴広報課 ☎ 226

生涯学習・まちづくりQ&A

地域防犯パトロール等に参加したい！

Q 八潮市へ来て、まだ日が浅いため、近所との付き合いもありません。今後、地域防犯活動等へ参加したいと考えているのですが。

A 地域によって、近所付き合いの盛んなところ、そうでないところ、いろいろあるかもしれません。侵入盗の犯人の多くが、その地域での犯行をあきらめた理由として挙げるものが、「近所の人に声をかけられた」「近所の人からじろじろ見られた」というものだそうです。住んでいる人同士が顔見知りだったり、見知らぬ人に注意を払ったりすることが、犯罪者を遠ざけると言えます。

同じ地域に住んでいるご縁、という点で、知っている顔でも知らない顔でも、行き会った人にあいさつ

する習慣を心がけてみてはいかがでしょうか？

付き合いの輪が広がると同時に防犯にもつながっていく、一石二鳥の取り組みです。

付き合いの輪が広がっていけば、近くで発生している犯罪について情報を共有し、互いに気を付け合うこともできると思います。

防犯パトロール等について、地域の町会・自治会長さん、または市役所へ一度ご相談することがよいと思います。

「八潮市防犯のまちづくり推進条例」を昨年12月に制定

この条例は、地域の安全を確保し、人権に配慮する中で住民・事業者・市・警察などが一体となって、地域の安全に向け、自主的な参加による防犯活動を推進するための制定したものです。

「八潮市防犯のまちづくり推進条例」を昨年12月に制定

図 交通安全課 ☎ 305、県民防犯推進室 ☎ 830・2940

図 交通安全課 ☎ 305、県民防犯推進室 ☎ 830・2940

防犯パトロールを行うとき、特に注意していただきたいのは、「犯人をつかまえることが目的ではない」という点です。そこに住む人たちが防犯に気を配り、地域ぐるみで取り組みを行っていることを対外的にアピールすることが、パトロールの目的です。

犯人を見かけた場合は、決して無理をせず、警察に速やかに通報してください。無理をすると思わぬ事故につながりかねません。

八潮市防犯のまちづくり推進条例

この条例は、地域の安全を確保し、人権に配慮する中で住民・事業者・市・警察などが一体となって、地域の安全に向け、自主的な参加による防犯活動を推進するための制定したものです。

図 交通安全課 ☎ 305、県民防犯推進室 ☎ 830・2940

図 交通安全課 ☎ 305、県民防犯推進室 ☎ 830・2940

教育委員会

地域で子どもたちを

守りましょう！

防犯ボランティア

求む！

八潮市や栃木県の児童殺害の事件を受け、市内の小・中学校では、集団下校やパトロールの実施等、防犯に向けての取り組みに全力をあげています。

教育委員会でも、地域で防犯ボランティアを引き受けてくださる方々を募集します。



八幡小 登下校時のパトロール

八潮市の宝である子どもたちを、地域で守っていきましょう。たくさんの方のご協力をお願いします。お待ちしております。

《主な活動内容》

- 児童生徒の下校時の声かけ
 - 地域のパトロール
 - 自転車の籠に「パトロール」のステッカーの掲示 など
- ※活動内容は、ご協力いただける範囲で結構です。



図 指導課 ☎ 880

地上テレビ放送のデジタル化

2011年に、国内の地上テレビ放送がアナログからデジタル化されます。これに乗じた架空請求が県内で発生しています。

「相談事例」
自宅に「デジタル放送接続料金請求書」と書かれた書面が送られてきた。請求書には、「国や地方自治体を挙げて、UHFアンテナ受信端末の切替工事が始まり、その工事代金の一部を日本に居住するすべての方が負担する必要がある」と書いてある。支払わなくては行けないのか？

「解説」
事例のような請求は、全くのウソであり、地上テレビ放送のデジタル化に便乗した架空請求と言えます。消費者が工事契約や購入をしていない場合は、請求を受けることはありません。

○ 今までのテレビで見るときは、地上デジタルテレビ放送用チューナーが必要
○ UHFアンテナが必要（*）
○ 地上デジタル放送対応テレビで見るときは、UHFアンテナが必要（*）
*現在、UHFアンテナを使用している方は、そのまま使用できる場合があります。

○ 今までのテレビで見るときは、地上デジタルテレビ放送用チューナーが必要
○ UHFアンテナが必要（*）
○ 地上デジタル放送対応テレビで見るときは、UHFアンテナが必要（*）
*現在、UHFアンテナを使用している方は、そのまま使用できる場合があります。

図書館だより

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します。

- 「野菜塾」 日本ベジタブル&フルーツマイスター協会 監修
- 「首輪物語」 清水 義範 著
- 「狐官女」 澤田ふじ子 著
- 「EDS緊急推理解決院」 新世紀「謎」倶楽部 製作
- 「意味がなければスイングはない」 村上 春樹 著
- 「ロケ隊はヒイ」 室井 滋 編

「ぼくはかさ」 せな けいこ 作・絵

「水の大研究」 橋本 淳司 著

「ペンギンたけはいびん」 加藤マカロン 絵

「あかちゃんてね」 星川 ひろ子・星川 治雄 著

「ふゆはふわふわ」 五味 太郎 作

休館日のお知らせ
八幡・八條図書館 1月31日(火)

